

令和2年度「LIP.横浜」企業・大学・研究機関ネットワーク化推進事業業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在、検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とする。

1 件名

令和2年度「LIP.横浜」企業・大学・研究機関ネットワーク化推進事業業務委託

2 業務目的

本市では、市内中小・ベンチャー企業の支援を通じ、横浜経済の活性化に取り組んでいる。その一環として、横浜から健康・医療分野(※)のイノベーションを持続的に創出していくために、市域内に立地する理化学研究所、横浜市立大学及び企業等とともに産学官金が連携したネットワークである「横浜ライフイノベーションプラットフォーム(以下「LIP.横浜」と言う。)」を推進している。

本事業では、LIP.横浜における企業・大学・研究機関等のネットワークの効率的・効果的な運営を行うとともに、ネットワーク内の企業や大学等が連携したプロジェクトを生み出すことにより、市内中小・ベンチャー企業のプロジェクトへの参加機会を確保するなど横浜経済の活性化や市民の利益の向上を図ることを目的とする。

(※)健康・医療分野とは創薬、医療機器開発、診断技術開発、予防医療、再生医療、介護・福祉、健康サービスなどを指す。

3 事業の背景と今後の方向性

本市では、ライフサイエンス分野の可能性に早くから着目し、これまでも、研究環境の整備や総合特区制度などを活用した企業・研究機関のプロジェクト支援などに取り組んできた。持続的なイノベーション創出に向け、多くの企業・大学・研究機関の力を結集し、新たなアイデアを出し合う場を作るとともに、そこから生まれたアイデアを着実に育てていく仕組みが求められる中、平成28年12月にLIP.横浜が発足した。

会員区分として、主に中小・ベンチャー企業が参画する「一般会員」と、大企業や大学、病院など、一般会員とは別にLIP.横浜へ様々なリソースを還元する「協力機関」と、2つの会員区分を設けている。会員数は、令和元年度12月1日現在で、一般会員273社・団体、うち協力機関80社・団体が参画し、個別のプロジェクト支援やフェーズに応じた支援(マッチング会開催、展示会出展支援等)に取り組んできた。

今後については、横浜経済活性化や社会課題の解決に向け、本事業受託者の知見も活かしながら、次世代医療の深化、ヘルスケアエコシステムの構築等が進む「Society5.0」や国の動向を見据え、LIP.横浜をさらに進展・発展させるものとする。

(参考)

これまでの取組は、横浜市HP「横浜ライフイノベーションプラットフォーム(LIP.横浜)」を参照。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/lifescience/lip/lifepf.html>

4 事業概要

(1) 事業実施期間

令和2年度から令和3年度の2か年とする。

(2) 委託契約期間

ア 委託契約は単年度ごとの締結とする。

イ 令和2年度の委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

ウ 令和3年度の委託契約については、令和2年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で次年度の契約を決定する。

エ 令和3年度において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業は縮小又は中止する。

オ 令和2年度の横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で、次年度の契約の相手方として決定されなかった場合は、その理由を付して通知する。

(3) 概算業務価格

令和2年度概算業務価格は**10,000,000 円**(税込)を上限とする。

提案書は、令和3年度の業務価格の上限を10,000,000円(税込)と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和3年度の業務価格を拘束又は保証するものではない。

(4) 履行場所

横浜市内等

5 委託業務概要

(1) 業務内容

ア プロジェクトの創出に向けた支援業務

(ア) LIP.横浜協力機関の拡充

(イ) 協力機関への調査

(ウ) セミナー等の開催

(エ) プロジェクト化支援

イ その他の業務

(ア) プロジェクトの創出による効果検証

(イ) 中長期的な事業の方向性に関する基礎調査

(ウ) 委託者・受託者間で別途合意した業務

(2) 報告書の提出

ア 事業実施結果報告書(簡易製本にて1部のほかに電子データにより納品)

イ その他委託者が必要と認めるもの

6 委託料の支払い

事業実施結果報告書を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

7 条件・仕様など

(1) 参考見積書

上記概算業務価格に基づき、参考見積書を作成し、提出するものとする。

なお、提案する事業内容に応じ、金額の内訳を明確にするものとする。

(2) その他

別添「業務委託仕様書」のとおり

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度「LIP.横浜」企業・大学・研究機関ネットワーク化推進事業業務委託

2 履行場所

横浜市内 等

3 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 事業の目的

本市では、市内中小・ベンチャー企業の支援を通じ、横浜経済の活性化に取り組んでいる。その一環として、横浜から健康・医療分野（※）のイノベーションを持続的に創出していくために、市域内に立地する理化学研究所、横浜市立大学をはじめとした大学・研究機関及び企業等とともに産学官金が連携したネットワークである「横浜ライフイノベーションプラットフォーム（以下「LIP.横浜」という。）」を推進している。

本事業では、LIP.横浜における企業・大学・研究機関等のネットワークの効率的・効果的な運営を行うとともに、ネットワーク内の企業や大学等が連携したプロジェクトを生み出すことにより、市内中小・ベンチャー企業のプロジェクトへの参加機会を確保するなど横浜経済の活性化や市民の利益の向上を図ることを目的とする。

（※）健康・医療分野とは創薬、医療機器開発、診断技術開発、予防医療、再生医療、介護・福祉、健康サービスなどを指す。

5 業務内容

LIP.横浜のネットワークを活かし、協力機関間の連携を促し、健康・医療分野のプロジェクト（※）の持続的な創出に向けた支援策を企画・実施する。

本業務を履行するにあたり、健康・医療分野における高い専門性を有した人材を配置し、個別プロジェクトに対して適宜有識者のアドバイスを仰ぐものとする。

（※）本業務におけるプロジェクトとは、事業化や社会実装などに向けた産学連携等による研究開発などの、体制づくりができていない段階にある企画や事業計画を想定する。

(1) プロジェクトの創出に向けた支援業務

ア LIP.横浜協力機関の拡充

健康・医療分野において影響力のある学会や展示会への出展などを通じ、LIP.横浜の事業プロモーションを行い、新規に協力機関となる候補を抽出・整理し、拡充する。

イ 協力機関への調査

ヒアリング調査などを通じて、協力機関の持つシーズ、ニーズ、アイデア等を探索する。

ウ セミナー等の開催

協力機関のニーズなどを活かしたセミナー等（セミナー、交流会、マッチング会、研究会など）を開催する。開催にあたって、次の趣旨のいずれかに合致するものを企画・実施すること。

- (ア) LIP. 横浜会員等のニーズに合致したもの
- (イ) 事業化可能性の高いもの
- (ウ) 市内企業の活躍機会創出となるもの
- (エ) 協力機関のニーズなどの発表を通じた中小・ベンチャー企業とのマッチング(※)につながるもの
- (オ) 受託者が考える対外的に発信力のあるもの

エ プロジェクト化支援

協力機関と市内中小・ベンチャー企業とのマッチング支援を行うほか、協力機関がプロジェクト化を進める際の立ち上げ支援、研究費獲得に向けた支援などを行う。

(※) 本業務におけるマッチングとは、企業間の個別の面談、商談成立、共同研究契約の締結、秘密保持契約の締結、業務提携などを想定する。

(2) その他の業務

ア プロジェクトの創出による効果検証

社会的効果、経済的効果の検証方法を検討する。

イ 中長期的な事業の方向性に関する基礎調査

社会や国の動向、横浜の強みを捉え、LIP. 横浜が取り組むべき方向性に関する施策の裏付けとなるデータを収集・分析する。

ウ 委託者・受託者間で別途合意した業務を行う。

6 成果目標件数

指標	目標件数
LIP. 横浜新規協力機関目標件数	10 件
マッチング件数	10 件
新規プロジェクト件数	2 件

7 業務履行上の注意

- (1) 本委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき履行すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、履行期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、効率

的な業務履行に努めること。

- (4) 受託者は、本仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務における計算の根拠、資料等をすべて明確にしておかなければならない。
- (6) 本仕様書の事業の目的、業務内容に記載の通り、市内中小・ベンチャー企業の参画や、市内中小・ベンチャー企業への経済波及に留意して取り組むこと。
- (7) 支援策の企画・実施にあたり、LIP. 横浜の推進に向け、本市や公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団、公益財団法人横浜企業経営支援財団が行う支援策との連携を想定すること。
- (8) 委託契約期間終了後も、本事業の目的が持続的に推進されるよう、中長期的な視点を持ち業務を履行すること。また、受託者は委託契約期間終了後、委託者又は委託者が指定するものに対する引継ぎ等を行うこと。なお、当該委託業務の引継ぎ等に関する費用は、受託者の負担とする。

8 事業の実施結果の報告

- (1) 事業実施結果報告書（簡易製本にて1部のほかに電子データにより納品）
- (2) その他委託者が必要と認めるもの

9 委託料の支払い

事業実施結果報告書を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

10 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知りえた企業の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、協力機関等へヒアリング等を行う場合に相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

12 契約の条件

- (1) この契約は、令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。
- (2) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。